

原 著 論 文

まちなみ景観と遺跡保存

——日韓国境、対馬における調査事例から、内なる「越境」に向けて——

俵 寛 司

(長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科)

The Townscape and Conservation of the Historic Sites:
Toward the Inner Crossover from the Case Study in Tsushima Island
on the Border between Korea and Japan

Kanji TAWARA

(Dept. of International Tourism, Faculty of Human and Social Studies,
Nagasaki International University)

Abstract

This paper examines current issues on the close relationship between townscapes and conservation of the historic sites in Tsushima Island on the border between Korea and Japan. This will be based on the Research Project on the Buildings of Townscape in Tsushima City, Nagasaki Prefecture with civic collaboration from November 2004 to February 2005. This also analyses conservation problems on the historic site of Tosui NAKARAI's birthplace [半井桃水生家跡]. This Research Project was carried out by both the general survey and intensive research, thus, they have revealed distribution of the 436 historic sites and 11 detailed features around Izuhara- town as the central area of Tsushima now and the former capital of the Tsushima clan, during the Edo period [1603-1868]. One of these sites has been believed as the birthplace of Tosui NAKARAI [半井桃水1860-1926], a famous novelist during the Meiji and Taisho eras born in Tsushima. Athis site was demolished that building in 2005 and it was a symbolic event to indicate the contemporary issues. As necessity of the close relationship between the townscapes and conservation of the historic sites has increased in the world context as well, Tsushima will be expected to play such an important role today.

Key words

townscape, conservation of historic site, Tsushima, historic site of Tosui NAKARAI's birthplace, landscape and Cultural Resource

要 旨

本稿は、2004年11月から2005年2月まで実施された長崎県対馬市「まちなみ景観建造物等調査事業」、すなわち旧対馬藩城下町に所在する歴史的建造物を対象とする市民協働の調査と、その対象の一つである「半井桃水生家跡」の保存問題について分析することを通じて、現在の日韓国境、対馬における景観・文化資源の在り方について考察する。厳原町市街地に分布する近世～近現代の歴史的建造物について分布調査および個別遺構の調査を行った結果、全体で436地点の遺跡分布が明らかとなり、11件の遺跡について個別調査を実施した。その一つ、「半井桃水生家跡」は、明治・大正時代に活躍した対馬出身の文学者、半井桃水(1860-1926)の生家跡に推定されていたが、2005年に解体されたことは、現代のまちなみ景観と遺跡保存の問題を示す象徴的な出来事である。本稿で論じた景観まちづくりと遺跡保存の密接な連携の必要性は、国際的にもますます大きくなっており、対馬はその重要な役割を果たすことが期待される。

キーワード

まちなみ景観、遺跡保存、対馬、半井桃水生家跡、景観・文化資源

はじめに

イギリス人旅行家、イザベラ・バード [Isabella Lucy Bird 1831-1904] は、当時の極東地域（日本、朝鮮、沿海州など）を訪れ、1894年から1897年の間に5回、日本と朝鮮の間を往来している（バード [2005]）。彼女の記録した貴重な写真には、対馬・府中湊（現、対馬市厳原港）から撮影されたものが含まれており、1894（明治27）年7月に始まる日清戦争の数ヶ月前頃に撮影されたものといわれている¹⁾（図1）。明治期以降、日韓の海峡が軍事的緊張下となる中で全島が要塞化された対馬では、外国人の渡航・撮影は制限されており、これが当時の対馬の景観を写した現存する最も古い記録といえる²⁾。

ところで筆者はかつて、対馬の遺跡環境の保全と観光活用のための社会調査および市民活動に取り組んだことがある。それは1997年に始まる旧峰町での考古学的調査および「日韓共同遺跡発掘交流事業」³⁾への参加を終えた後、2004年6月に来島した金坂清則（当時、京都大学人間・環境学研究科教授）が行った冒頭に挙げたイザベラ・バード資料に関する厳原町中心市街地（以下、厳原町と呼称）での調査に随行した際、写真記録に映る民家建築が解体されている状況を知ったためである（図2）。

当時、厳原町では、加速化する人口減少や景気悪化の打開策として、行政による市街地の再開発事業や大型商業ビル（現対馬市交流センター）

建設などが推し進められており、これと併行して、行政関係者や地元住民により構成された「中心市街地元気再生協議会」が窓口となり、地域特性を生かした都市環境の整備や地域活性化のための施策、いわゆる「まちづくり事業」が行われていた。一方、上述の遺構以外にも、数多くの歴史的建造物が未調査のまま劣化もしくは急速に失われている状況にあった。

本稿は、このとき筆者から対馬市行政へと提起し、2004年11月から2005年2月までの約4カ月間自らが実施することになった「まちなみ景観建造物等調査事業」（対馬市教育委員会 [2005]）、すなわち旧対馬藩城下町の厳原に所在する「景観建造物」（歴史的建造物群）の市民調査と、その時の調査対象の一つとなった「半井桃水生家跡」の保存問題について分析することを通じて、現在の日韓国境、対馬における景観・文化資源の今後の在り方について考察するものである。

1. 対馬の地理・歴史的環境

まず、対馬の地理・歴史的環境について簡単に触れておきたい。対馬は長崎県西北部に位置し、南北約82km、東西約18kmと日本で三番目の大きな島である。島は九州島と朝鮮半島の海峡上にあり、韓国南部との距離は最短で49.5kmと至近の距離にあるため、先史時代より日本列島とアジア大陸との交渉の窓口となった（cf. 俵



図1 明治期の府中湊（バード [2005]）



図2 解体中の当時の家屋（2004年筆者撮影）

[2008])。

古代・律令期の「対馬国」は、西海道（九州二島）の一島に属し、大宰府管轄の下に国府・国分寺（島分寺）が置かれた。平安末期頃には衰退し、在地豪族となった阿比留氏が一時期政治の実権を握る。鎌倉時代に入り、大宰府小貳氏の被官でもあった惟宗氏（宗氏）が筑前より入島し島主となる。ただし、中世全般を通じて、阿比留氏をはじめとする旧来の在地勢力や、元寇以後に勃興した尾崎早田氏を筆頭とする倭寇／倭人勢力（朝鮮半島に多く居住）の存在も決して小さくはなかった。宗氏は、豊臣秀吉の朝鮮出兵および検地により全島を掌握し、江戸時代を通じて知行による郷村支配を推し進める一方、藩の在外公館・居留地として朝鮮・釜山に置かれた草梁倭館を拠点とし、日朝間の交渉権を独占した。そしてその中心都市となったのが府中（現在の厳原）である。

対馬の風土は古来田地に乏しかったが、そうした海外との特権的貿易や、日本各地から来る漁業者の仲買をはじめとした商業活動、鉱山（対州銀山）収入などを合わせた膨大な利益により、府中経済は10万石格以上の殷賑を極め、金石城・棧原城の二城を核とする特異な城下町が形成されたのである（図3）。しかし、幕末頃になると藩の財政は逼迫するようになる。また、海峡周辺では、ロシアをはじめとする欧米列強の進入を防ぐことが重要となった。このため、廃藩置県（1871年）後、長崎県の管轄となっ



図3 明治22年製調厳原町地図（児玉 [1980-1985]）

た対馬は、全島が要塞地帯という厳しい状況に第二次世界大戦終了まで置かれた。

戦後、6町への行政区分の再編を経て、離島振興法に基づく島内開発も進み、2004（平成16）年2月28日に6町合併（上県・下県2郡廃止）により「対馬市」が誕生し、現在に至っている。

2. 「まちなみ景観建造物等調査事業」

次に、「まちなみ景観建造物等調査事業」の概要について、調査終了後に刊行された報告書（筆者執筆、対馬市教育委員会 [2005]）の記載に基づき、(1)調査目的、(2)調査組織、(3)調査方法および調査経過、(4)調査結果、の順に述べておく。

(1) 調査目的

対馬市厳原町において近年、中心市街地における著しい再開発が行われ、これに伴う「まちなみ景観」（建築物、通り、山川などの景観資源）の整備に際して、歴史・文化的価値の確認と保護が課題となっている。本調査の目的は、それら環境整備や各種事業に先立ち、学術的方法に基づいた、近世～近現代の民家等の建造物群（城郭・寺社建築を除く）について基礎的調査を実施するものである。

(2) 調査組織

本調査は、2004（平成16）年度長崎県緊急地域雇用創出特別補助金事業として、対馬市教育委員会厳原事務所生涯学習班より中心市街地元気再生協議会に業務委託がなされ、調査全体の指揮・指導を筆者が担当した（実施期間：2004年11月18日～2005年2月28日）。地元一般市民から調査員を公募し、専門的な教育プログラムを同時に行いつつ現地調査に当たった。全体の組織・関係者は下記のとおりである（敬称略、所属・役職は2005年2月時点）。

事業主体：対馬市教育委員会

教育長：米田幸人、厳原事務所長：小島武博
厳原事務所生涯学習班係長：井田喜啓、同主

査：尾上博一（文化財担当）

委託団体：中心市街地元気再生協議会

会長：浦田一郎、事務局：財部能成（対馬市
厳原支所地域振興班係長）、事務員：小島八千
代、業務主任：鼻崎象三

（以下、調査団スタッフ）

調査指揮・指導：俵寛司（東京外国語大学共
同研究員）

調査補佐：鍵本妙子（中心市街地元気再生協
議会まちづくり推進委員）

調査協力：降矢哲男（九州大学大学院人文科
学府博士後期課程）、張替清司（青山学院大学
文学研究科博士後期課程）

市民調査員：阿比留玄蔵・井田美嗣・合川美
穂・浅川恵美・石田寿子・石田裕一・石山日路
子・一宮祥子・上田知子・梅野眞也・梅野一美・
梅野由美子・江口多津・小野智子・鍵本拓弥・
春日亀安子・栂田孝太郎・河本千明・日下部信
也・桑江美恵・小島栄美・小島利子・小宮朋子・
庄司良江・庄司真衣子・新庄嘉美・早田郁・立
石翼・立石歩実・長瀬明美・萩原マサコ・橋辺
さゆり・波田真一・堀江智都美・三浦美己子・
三山沙織・吉岡司・吉居容子・吉田彩 他（計
42名）

（3） 調査方法および調査経過

本調査は、歴史・文化的価値を有する民家等
建造物（遺跡・遺構）について基礎的な情報の
収集を行うことが目標である。遺跡の保存・活
用に向けては、学術的方法の導入が不可欠であ
り、より精緻な段階に発展させるために、(a)そ
の現況を把握すること、(b)特に重要なものにつ
いては記録すること、とした。目標達成のため
の調査方法は以下の通りである。

第1に分布調査である。これは対象区域内に
おける関連遺構の現況について、現地を踏査し
ながら確認・記録していく作業である。具体的
な記録方法として、各地区をいくつかのブロッ
ク（A～Z）に区分し、主に外観目測によって
古色を判断し（築50年以上が目安）、写真撮影

と共に所定の情報を専用の調査記録カード（図
4）に記入し、電子文書・データベース化した。
これらをもとに分布図を作成した。

第2に個別遺構の調査である。これは、対象
区域内に所在する遺構の中から選択・抽出した
「重要建造物」についての高精度の調査であり、
遺構の配置図、立面図、断面図、平面図等の記
録作成のため、遺構測量・実測および写真撮影
を実施した。さらに、遺構の所有者へのインタ
ビューや古写真・古文書の調査、古地図・絵図
のデジタルアーカイブ化など、関連資料／史料
の調査も行った（図5）。

第3に、調査記録の整理および報告書作成で
ある。これも調査と同一期間内に実施し、最終
的な執筆・編集を2005年1月下旬から2月中旬
に行い、同年2月28日に報告書を刊行した。な
お、以上の調査記録・関連資料等はすべて対馬
市教育委員会に保管されている。

1	地点番号				記測図 備考欄	
2	名称(使用者)					
3	所在		対馬市厳原町			
4	所有者					
5	調査日(曜):天候		年 月 日():			
6	調査者					
7	軒棟数(敷地面積)		軒 棟(約) 面積(m ²)			
8 種 類	分類	細分	有無	数量(軒棟数)		面積(m ²)
	主壁	土壁	無 有			
	付属壁		無 有			
	門		無 有			
	壁・塙		無 有			
	井戸		無 有			
	庭園		無 有			
その他		無 有				
9 構 造	階数	平屋	()階建	柱材	木造 その他()	
	屋根型	入母屋	切妻	葺材	棟向	
		方形	その他()	檜	杉	平入 妻入 その他()
	屋根材	本瓦葺	桧瓦葺	桧瓦+本瓦葺	棟型	直型 L字型 凹型 その他()
		板	金属板	その他()		
	外壁	土	赤煉瓦	セメント製煉瓦		
		板	金属板	その他()		
	土間	無 有	自前 左前 左中 右中 右後 右後			
	庭園	中央 東 西 南 北	南東 南西 北東 北西			
	井戸	上部構造()	平面形()			
下部構造()		平面形()				
増改築	無 有	全体の	別程度			
商業・生産設備		無 有				
10	聞き取り調査(履歴、関連資料など)					
11	推定年代/様式					

図4 分布調査用記録カード（筆者作成）

調査事業のスケジュールは以下のとおりである。

11月8日

- ・調査事業開始（調査員一般募集、説明会開催）

11月8日～12月3日

- ・半井桃水生家跡第1次個別調査（研修1期目）

11月15日～12月3日

- ・旧三木商店跡個別調査（調査員研修2期目）

12月6日～12月11日

- ・旧井形金物店（平間家・井形家住宅）個別調査

- ・小野酒店（小野家住宅）個別調査（図6）

12月6日～12月14日

- ・分布調査第1回目（調査対象地点ナンバリング）

12月13日～12月18日

- ・対馬醤油江口合名会社（江口家住宅）第1次個別調査（図7）

12月16日

- ・分布調査第2回目開始（調査カード記入・写真撮影）

12月20日～12月27日

- ・厳原聖ヨハネ教会個別調査（図8）

12月28日～1月7日

- ・補足調査・資料整理

1月11日～1月14日

- ・対馬醤油江口合名会社（江口家住宅）第2次個別調査

- ・半井桃水生家跡第2次個別調査

1月17日～1月22日

- ・飯東商店（飯東家住宅）個別調査

1月19日～1月21日

- ・長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵絵図・地図関連調査

1月22日～25日

- ・大木アパート（大木家住宅）個別遺構調査



図5 今屋敷・旧唐人町
（府中湊；近世：2004年筆者撮影）



図7 国分・対馬醤油江口合名会社
（近代商家：2004年筆者撮影）



図6 国分・小野酒店（近世商家：2004年筆者撮影）



図8 中村・厳原聖ヨハネ教会牧師館
（近世武家：2004年筆者撮影）

1月24日～1月29日

- ・中庭酒店（中庭家住宅）個別調査

1月24日～1月28日

- ・茂村濟生堂（茂村家住宅）個別調査（現存せず）（図9）

1月27日～2月2日

- ・江崎泰平堂（江崎家住宅）個別調査（図10）

1月29日

- ・分布調査第2回目終了

1月31日

- ・分布調査第3回目開始（最終確認）

1月31日～2月3日

- ・よこまちや（岡部家住宅）個別遺構調査

2月1日～2月2日

- ・上野食品（上野家住宅）個別遺構調査

2月3日～2月8日

- ・山中旅館（山中家住宅）個別遺構調査（図11）

2月8日

- ・分布調査第3回目終了

2月9日～2月28日

- ・個別遺構の補足調査

- ・阿比留歯科医院（阿比留家住宅）（図12）

2月28日

- ・調査事業終了

(4) 調査結果

本調査では、厳原町市街地に分布する近世～近現代の歴史的建造物のうち「民家建築」に絞り、分布調査および個別遺構の調査を行った。民家建築は、近世では商家住宅、中・下級の武家住宅、城館・寺社・上級武家住宅以外の建造物などの「町屋」に相当し、近現代では一般住宅、集合住宅、個人経営の宿泊施設、教会などが含まれている。

遺構の対象範囲は、旧対馬藩府中（府内）に相当する厳原町中心市街地（周辺部は除く）で



図9 今屋敷・茂村濟生堂
（近世～近代商家：2004年筆者撮影）



図11 国分・山中旅館（近代：2004年筆者撮影）



図10 今屋敷・江崎泰平堂
（近世商家：2004年筆者撮影）



図12 田淵・阿比留歯科医院（近代：2004年筆者撮影）

あり、棧原、宮谷、日吉、天道茂、中村、棧原、宮谷、日吉、天道茂、中村、田淵、大手橋、今屋敷、国分、久田道、厳原西里の各区である。調査の結果、全体で436地点が近世～近現代の「歴史的建造物」に該当する可能性が高い。これらを「府中・厳原遺跡群」と仮称する。

府中・厳原遺跡群の遺構を概観すると、近現代の遺構として、明治期後半には、大型の商家住宅や二階建て建築など、旧来の伝統建築より開放的な近代和風建築が現れる。大正～昭和初期には、民家建築にも洋風建築や和洋折衷建築の様式が、学校、役所などの公共施設以外にも増えている。なおこの時期の一般住宅には、近世以来の伝統建築の特徴を引く継ぐものも多い。戦後になってから、人口の移動に伴う住宅の改築や新築が増えたことで、府中・厳原の景観は大きく変化している。

近世の遺構については、修築・改築などにより外観からの判別は難しいものの、少なからず存在している。それらの詳細については今後の調査・分析を待つほかないが、実年代の記された棟札や家伝資料の他にも、屋根瓦（軒先瓦）の形式や文様、絵図の分析など、考古学や人文地理からの情報も有力な年代的根拠となる。また、対馬島内の他地域の資料とも比較検討する必要がある⁴⁾。

2. 「半井桃水生家跡」

上記調査で個別調査を実施した11地点のうち、本稿が対象とする「半井桃水生家跡」は、遺跡（遺構）としての帰属年代（築造年代）は近世、名称は近代の人物である。したがって以下では、(1)近世の遺跡・史料、(2)近代の歴史的記憶の順に検討したい。

(1) 「半井桃水生家跡」と近世の遺跡・史料

本遺跡は、明治・大正時代に活躍した対馬出身の文学者、半井桃水（なからい とうすい 1860-1926）の「生家跡」に推定されている（現在は消滅）。遺跡の概要は次のとおりである。

- ①遺跡名称：半井桃水生家跡
- ②地点番号：中村 I-2（厳原町中村584番地）
- ③遺跡年代：近世～近現代
- ④遺跡種別：武家住宅・一般住宅（敷地内に併存）
- ⑤遺構種別：主屋Ⅰ（近世）・主屋Ⅱ（近現代）・倉庫・庭・裏門・石垣塀・袖石垣・石組井戸・表門・旧建造物礎石遺構
- ⑥遺構の特徴：

石垣塀で囲まれた現在の敷地は、本来2つに区分されていたものを近代以降一つに併せたものである。建物遺構のうち東側住居部分を主屋Ⅰ、西側を主屋Ⅱとする（図13）。主屋Ⅰは近現代に増改築を受けているが、対馬では典型的な近世武家住宅である。当初の構造では、木造平屋建て真壁造り、棟は平入り直型、屋根は本瓦葺の切妻屋根を採用している（図14）。間取りは、正面に式台、玄関左手に次の間、縁の間・奥の間と続き、裏側に納戸がある（図15）。奥の間には床・棚・書院が揃い、縁の間は南向きで表庭に面している。勝手口のある正面右手から南側の間取りは増改築により変化している。後述する草場佩川『津島日記』の記載によれば、かつて土間・台所・物置と奥の小部屋2つで構成されたものであった。同様に、奥の縁側から

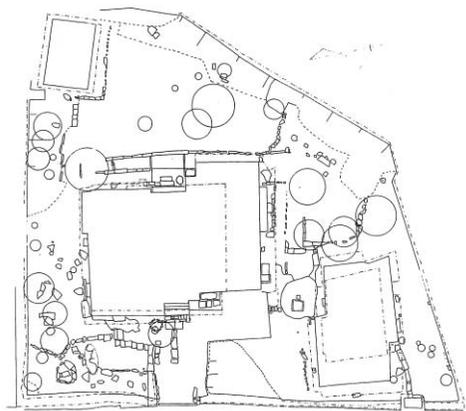


図13 半井桃水生家跡遺構配置図
（対馬市教育委員会 [2005]）

北東の小部屋、座敷周囲の縁側までが近代以降に増築されたもので、当初縁側はいわゆる「濡れ縁」であった。主屋Ⅰに付属する表門は、玄関正面から西側石垣塀に延びた所に設けられており、木造本瓦葺で薬医門の形式である。石組井戸を挟んで同敷地内に隣接する主屋Ⅱは、木造二階建て・入母屋造りの近代和風住宅の典型である。主屋Ⅱにも小型の武家屋敷門が付属し、建物東南角の玄関から延びて、主屋Ⅰと同じ石垣塀の並びに設けられている。

⑦遺物：

主屋Ⅰ南側庭と石垣塀東南角の間の廃土と瓦類の堆積から、近世後期の遺物とみられる陶磁器（肥前磁器大皿2点・朝鮮産陶器碗1点）・金属製急須・漆器碗・無釉陶器等が採集されている。その多くは日常生活よりもむしろ饗応をはじめとする特別な用途の可能性が高い。



図14 半井桃水生涯跡（北西から：2004年筆者撮影）

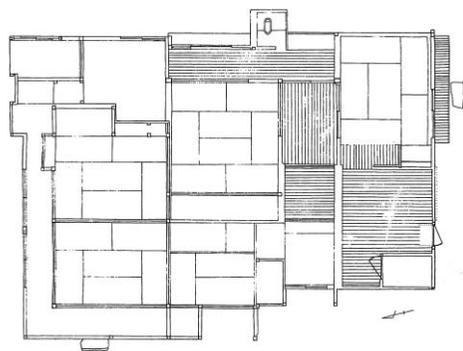


図15 主屋Ⅰ屋内平面図（対馬市教育委員会 [2005]）

⑧遺構年代：主屋Ⅰの建造年代は、増改築および老朽化が進行しているにも拘らず、構造および屋根瓦の形式（谷川瓦）などからみて、少なくとも江戸中～後期頃のものとして推定される。また隣接する主屋Ⅱについては、明治期以降に築造されたものであろう。

⑨関連史料：

本遺跡と関連して、江戸後期鍋島藩の儒学者、草場佩川⁵⁾の『津島日記』の記載が重要である。『津島日記』は、1811（文化8）年の朝鮮通信使の応接のため幕命を受けた師、古賀精里に随伴して対馬に赴いた際の見聞を記したものである。本書は、易地行聘により江戸での式礼を取りやめ、すべての行事を対馬府中にて執り行った、近世最後の朝鮮通信使の記録であり、また、当時の対馬藩の風俗を窺い知る上でも貴重な史料である。

本書中には、師（古賀精里）の宿泊した屋敷について挿絵付きで以下のように記されている（図16）。

「○我師ノ寓居ハ中浦ト云裏小路ニテ醫師吉弘泰安ノ宅明渡シナリ庖湊（タイトコロ）ハ改造用達小屋ハ新造本宅二間梁ニテ間敷図ノ如シ聊カノ住居記スルニ足サレトモ家造リモヤヤ異ナ

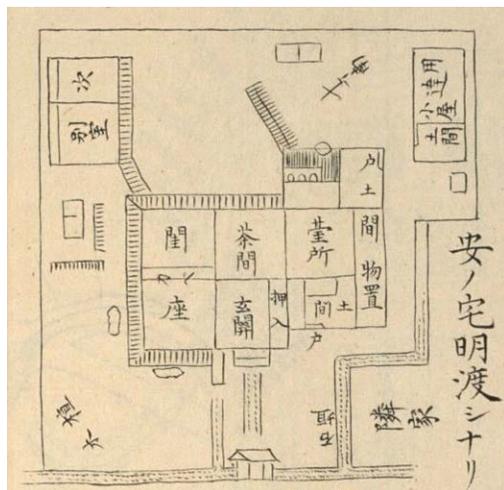


図16 文化8年（1811）「半井桃水生涯跡」（草場佩川『津島日記』）

ル所アリテ島ノ古風ノ一端シモ見ツヘク數旬ノ假住ミ記憶ノママヲ寫セリ○圍ヒハ皆石垣ナリ町小路トモニ同シ練屏柴垣ナト絶テナシ此地ノ石ミナ板ノ如ク平ラニ割レタリ垣ニ疊（カサ）子ニテ切合セタルカ如シ」。

当時の対馬藩では、府中での朝鮮通信使接応のため、幕府に普請して専用の客館を国分寺に建設するなど、関連施設の新築や改築を行っており、併せて、本土から数多く来る幕府側役人の宿として城下の府士たちの屋敷を貸し与えることになった。上記の屋敷もその中の一つであり、地区の名称が「中浦」（中村の誤り）、持主は対馬藩典医、吉弘泰安となっているが、記載された屋敷の位置や内容は本遺跡（北側・主屋Ⅰ）のものとも一致している。これにより当時の遺構配置、家屋の間取りと機能、改造部分、「用達小屋」の新築（遺物採集地点と同位置にある）、石垣塀の形態といった具体的事実が判明するのであり、また、佩川の観察では、本屋敷をはじめとする対馬藩の武家住宅や石垣塀等の建築形態が、地域特有のものであることを見抜いている点でも重要である⁶⁾。

(2) 「半井桃水生家跡」と近代の歴史的記憶

半井桃水（幼名：冽 きよし）は、幕末の1860（万延元）年に対馬藩の典医、半井湛四郎（たんしろ）の嫡男として生まれた。半井家は本来、朝廷や幕府の典医の中でも名門とされる半井一族の家系である。江戸時代末頃に書かれた『対馬藩分権帳』⁷⁾によると、半井玄庵の名で「御馬廻医師（外科）」、石高80石の上士と記載されている。1811（文化8）年、最後の朝鮮通信使の宿泊場所を記した『対州接鮮旅館図』（厳原町誌編集委員会 [1997]）によれば、半井家（半井快庵）の屋敷地は上馬場筋通りに面した一等地にあった。しかし問題の「半井桃水生家跡」の位置とは一致せず、そこには前節の対馬藩典医の吉弘春庵（泰安）の屋敷地があり、近年の敷地、所有者の変更はあるものの、その主

な所有者は吉弘家であった。したがって、半井桃水の「生家」とされた屋敷（吉弘家）と半井家本屋敷とは、少なくとも区別しなければならない。どのような理由で、吉弘家の屋敷が桃水の「生家」として伝わり、また、半井家本来の屋敷は失われたのであろうか。

第一の事情として推測されるのは、対馬藩の特殊事情によるものである。江戸時代の対馬藩では、釜山倭館（草梁倭館）を経営している関係で、府中藩士もかなりの人数や頻度、釜山倭館に勤務しなければならなかった。幕末には桃水の父、湛四郎も医師として勤務しており、桃水も11歳までの少年期を父と共に釜山で過ごし、版籍奉還によって湛四郎が典医の身分を失った後も、小使役・給仕などをしながら現地で朝鮮語を習得している。ただし釜山倭館での勤務・修学は直接本人（すなわち男子）に限られており、当然家族は府中に居住しているので、桃水の出産の際には、親類であり同じ典医である吉弘家に託された可能性はある。

第二の事情、すなわち半井家屋敷が失われた理由についてはどうか。1889（明治22）年に作られた『明治22年調整厳原町地図』（前掲）によれば、半井家の屋敷地はすでに複数に区画されており、その頃にはすでに半井家屋敷が解体されていたことが判明する。明治維新後の社会変化の中で、半井家をはじめとする対馬藩士、特に郷士のように農地を持たない府中の武士（府士）の多くは、島内での活路を失い、離島を余儀なくされた。上士の中には、政府から支給された公債を元手に実業に投資する者もいたが、大半は失敗して負債を抱え、府中の広大な屋敷を失う者も少なくなかった。半井家もその一つである。

対馬藩の倭館のあった釜山でも状況は一変する。1877（明治10）年1月30日に、日本と朝鮮との間で締結された江華島条約により、倭館の敷地を日本専管居留区として継続して使用する釜山口租界条約が結ばれた。当初の居留区は、藩政時代の施設や自治機関を基礎としてスター

トしたが、やがて明治政府による「近代的開発」が進められ、容貌を一変する。その結果、居留区内の日本人人口も、1879年の700人から1880年には2,066人に倍増し、1911（明治44）年の日韓併合までに、人口4万人を超える港湾都市へと発展していった（金義煥 [1973]）（図17）。当時の対馬士族をはじめとする島民の中には、こうした状況に活路を見出し、倭館時代に引き続いて釜山で活動するものや、移住して実業に携わる者もいた。桃水の父、湛四郎もその一人であったが、先述のように多大な負債を抱えるに至る。このことが府中・厳原の半井家屋敷が失われた理由の特殊な背景である。

1871（明治4）年、桃水は11歳で東京へと上京し、英学者・尺振八の共立学舎（1870（明治3）年設立）に入学し、海外情報の分析者や通訳者としての教育を受けた。そして、紆余曲折を経て新聞記者となり、1880（明治13）年に小新聞である『魁新聞』の創刊に携わるが、翌年廃刊となり、負債を抱えた父を扶助するため再び釜山に赴くことになる。しかし、釜山滞在中の桃水は、現地の労働争議（亀浦事件）の首謀者として日本警察に収監されるなど、政治活動にも深く関わっていた⁸⁾。

釈放後の1882（明治15）年、外国人特派員第1号として朝鮮に渡った桃水は、釜山から現地

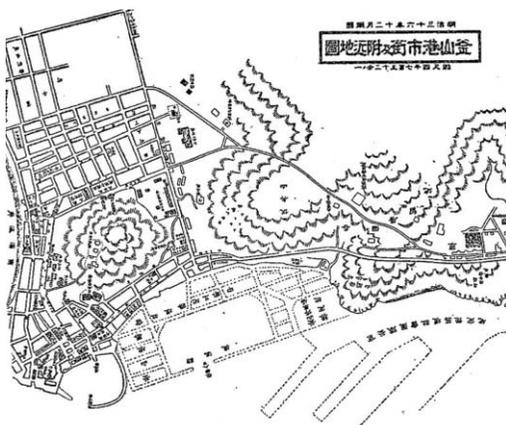


図17 明治36年釜山港市街地及附近地図
（金義煥 [1973]）

情報を発信し続け、京城事変（壬午の変）の取材を行うことで、朝日新聞社の正式記者となった。1888（明治21）年、言論統制が強まって帰国した桃水は、対馬から兄弟姉妹らを引き取り東京に居を構えた。同年創刊された『東京朝日新聞』の専属小説記者として執筆活動を精力的に行い、特に少年時代や青年期に過ごした朝鮮での体験を生かした小説『胡砂吹く風』はこの頃の代表的な作品と言えよう。桃水と樋口一葉との接点もこの頃である⁹⁾。

日清戦争後の桃水は、日露戦争の従軍記者を経ながら、1926（大正15）年11月21日享年65歳で亡くなるまで新聞小説を書き続けたが、もはや朝鮮問題に言及することはなかったといわれる。近代日本のナショナリズムの高揚と共に、桃水が体现した近代対馬の挫折と、「生家跡」をめぐる歴史的記憶もまた、人々の間から徐々に忘却されていったのである。

3. まちなみ景観と遺跡保存の問題

(1) 「半井桃水生家跡」の解体

2005年調査終了後、先に紹介した「半井桃水生家跡」が、「中村地区交流館」（現在の半井桃水記念館）の建設に伴い、対馬市行政と地域住民の判断によって解体に至ったことは、まちなみ景観と遺跡保存の問題を示す象徴的な出来事であった。

筆者の調査当時、「生家跡」は少なくとも築200年以上を経た「遺跡」として遜色のないものであり、『津島日記』にも記された朝鮮通信使縁の武家住宅としても貴重な存在と考えられた。ただ、空き家となって建物の老朽化が激しかったこと、加えて2004年夏の台風被害のため建物に損傷が広がっていたことが、障害となった。関係者の中には、史跡・文化財として保存・活用を望む意見もあった。しかし、土地家屋資産は公有化されていたにも拘らず、「生家跡」の本格的な修築や保護措置が講じられることは結局なかった¹⁰⁾。筆者が行政担当者から受けた説明では、数千万円の費用が見込まれる解体・

修理工事は財政的に困難であり、また、地元住民の意思を尊重するという形での地域コミュニティセンターの建設が決定されていたからである。

「中村地区街なみ環境整備事業」にとって、遺跡保存よりも地元住民にとって利便性の良い新施設を建設することや経済的メリットが優先する結果となったことは、非常に残念である。地方公共団体及び土地所有者等が事業主体となる以上、仕方がないことなのかもしれない。しかし、解体・修復工事をしてまで、「どこにでもある古い家」を保存する価値はないのであれば、「半井桃水生家跡」は見捨てられたにも等しい。なぜならば、景観・文化資源としての遺跡の価値は、「博物館学的欲望」(荻野 [2009:24-25])や「経済的価値」(垣内 [2011:12-39])にとどまるものでは決していないからだ。

上述の問題と関連して、現在日本国内において景観・文化資源の保護法として制定されている「景観法」と「文化財保護法」について補足しておきたい。

(2) 景観法と文化財保護法

「景観法」とは、経済優先の開発計画や都市計画のために犠牲になってきた歴史的建造物や自然環境を含めた「景観」を保護する切り札として、国土交通省が2004年6月に出した法律で、他の法律と合わせ「景観緑三法」と呼ばれる¹¹⁾。この法律により、政令指定都市や都道府県などの景観行政団体は、景観計画を決め、景観地区を指定した上で、景観重要建造物、景観樹木などの資産の指定・保護措置ができる(後述の指定文化財と重複しないことが求められ、従来の条例と違い文化財と同様な規制や罰則がある)。また、実施に当たっては、行政(長)の裁量のほかに、助言や管理、調査研究をする公益法人やNPO法人などの景観整備機構を指定し、また住民からの提案も受けることも可能である。

景観法と並び、文化財保護に関して文化庁が主管する「文化財保護法」(昭和25年5月30日

法律第214号)も、景観法成立に前後して同様な内容の改正を行っている¹²⁾。従来の文化財保護制度における「文化財」は、(1)有形文化財 (2)無形文化財 (3)民俗文化財 (4)埋蔵文化財 (5)史跡名勝天然記念物 (6)伝統的建造物保存地区などであり、国や自治体から指定することを原則としていたが、保護する対象や方法の多様化により、まず1999(平成11)年の改正において、近代遺産を含む築50年以上の有形文化財を、所有者の登録制によって盛り込んだ「登録文化財」という新しい保護制度が誕生した。また、2004(平成16)年の改正では、登録文化財に建造物以外の有形文化財を取り入れた「登録無形文化財」「登録記念物」といった新制度が加わり、従来よりも指定範囲の緩やかな「文化的景観」へ保護対象が拡大された。

これらは景観法の保護対象とも重なるもので、景観法で定められた景観計画区域または景観地区内にある「物質的環境」全体が対象となり、特に重要なものについては、「重要文化的景観」として選定可能としている(従来の「伝統的建造物保存地区」とは異なる)。ただし、国土交通省、文化庁いずれの法律も、従来法的強制力のなかった「景観」の保護を強化しているとはいえ、地域(地方)ごとの開発状況や財源、人材不足などの傾斜のため、全国的な実施には不安が残る。加えて、保護対象の多様化や拡大に伴い、計画の実施に当たり、行政当局だけでなく地域住民や非営利団体などの役割(負担)が不可欠である¹³⁾。

戦後日本における文化財保護法は、「開発」と「保存」がセットで進められてきた歴史を持ち(椎名 [1994])、特に国指定に関しては学術的に厳しい「質」(真正性)の保持が求められる。一方、景観法および文化財保護法(改正部分)の場合、指定や登録についての審査や制限が比較的緩やかである半面、「景観」(見た目)さえ損なわなければ多少の「質」の改変(開発)は許されると誤解されやすい。文化財保護法では、史跡に指定されていない遺跡(周知の遺跡)

の保護については、基本的に行政指導の権限しかなく（57条の2第2項）、工事の際の届け出や調査費用の負担、保存等の協力が得にくいのが実情である。また、保護対象となる景観や遺跡が、観光産業や地域振興の脈絡でのみ理解されやすいのも問題である。保存・修復を講じる際、むやみに景観を美化・模倣したり、潜在的な文化財の破壊を助長したり、結果として本来の価値を損なう可能性があることにも注意を払う必要がある。

（3）市街地再開発と「景観まちづくり」の矛盾

冒頭でも少し触れたように、筆者は2004年6月に市街地の歴史的建築解体の現状と学術的調査の緊急性、保存・活用の必要性から、対馬市教育委員会および対馬市役所に調査計画を提出し、各課との協議を経て「府中・厳原遺跡群」の調査実施に至ったが、当初の目的は、上述の問題解決に向けた対馬の遺跡環境の保全と人材の育成、観光活用のための社会調査であった。最後に「外部者」としての立場から、この点について若干の考察を述べておきたい。

本調査以前にも厳原町地区における「まちづくり」の取り組みはあった。それは対馬6町合併（2004年2月）以前の旧厳原町行政と住民の一部による「美しいまちづくり研究会」（2001年～）の活動に始まる。その背景として当時、厳原町で進行中だった市街地再開発事業や県道拡幅事業などの公共工事の計画があり、地元の歴史的・文化的資源を損なうかもしれないという危機感の表れであった。

その活動は、ワークショップの開催や研修などの活動を通じて、2002年の「誇りと愛着の持てる城下町づくり」という基本計画を策定し、また「まちづくり推進委員会」による中村地区のまちなみ環境整備や他開発地区での住民協定の締結もなされた。そして商工会メンバーを中心に発足した「中心市街地元気再生協議会」（「協議会」）により、市街地・商店街などの活性化について検討しながら、市街地再開発とまちづ

くり活動（まちなみ景観）を絡めた各種の補助金助成事業が展開されるようになった¹⁴⁾。

調査の実施にあたり、行政側が「協議会」に業務委託したのは、以上のような流れに沿ったものであった。しかし、突き詰めるならば、「協議会」自体が「まちなみ景観」に関わる各種委託事業を行う団体でありながら、再開発事業や再開発ビル建設を推進する性格を持ち、その財源や管理体制が同じであるということは限界があった。つまり、遺跡保存の観点から開発工事計画の変更や、場合によっては計画中止を求めることは、組織的、財政的に自立した組織でなければ実行し難い（実際「～保存会」という団体名称は使われない）。行政と住民が協働し、地域に残る歴史・文化遺産の保全・継承に努めること、景観との調和を図るという理想は、以上のような矛盾を抱えている。

また、「協働」というスローガンも、ともすれば国・県や市行政から発せられるムーブメントとして、行政関係者や一部住民の意識にのみ向けられていたのでは意味がない。また、調査に参加して特に感じたことの一つは、まさに旧6町時代からある「わがまち」意識の強さである。それは翻って他地域の住民や異なった活動に対する排外的意識を生み出しやすく、地域・職業を超えた民間レベルでの活性化の動きをディスプレイメントすることにも繋がりやすい。このことは、遺跡保存に拘らず、島内外の多様なステークホルダーを取り込みにくくしており、市が推し進める交流人口の拡大や地域振興に向けての「まちづくり」をも硬直化させてしまう危険性を常に孕んでいる。

2005年4月より全面施行されることになった「個人情報保護法」により、遺跡の所有者や一部自治体・研究機関等を除き、事業に参加した調査員を含め一般市民に対する報告書の頒布・閲覧ができない状況にある。その一方、調査された遺跡の多くは個人所有であるため法的保護が難しく、今後開発等の影響による直接的あるいは間接的な破壊が懸念される。簡易版の報告

書の頒布や一般向けのパンフレット等での周知活動など、何らかの対策を講じる必要がある。調査に参加した数多くの市民が、対馬の景観まちづくりと遺跡保存のための力強い味方となることに期待したい。

2008年に導入された「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」（いわゆる「歴史まちづくり法」）では、既存の法律における様々な限界を克服し、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりを可能とする新たな取り組みを提供しようとする¹⁵⁾。「歴史的風致」を「地域におけるその固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（第1条）と規定した上で、歴史的な資産を活用した多様なまちづくりの活動と文化財保護が密接にかかわることを求めている（垣内 [2011] : 25-26）。また、近年のユネスコ（UNESCO）の新しい取組みである「我々の遺産保護と創造性育成（Protecting Our Heritage and Fostering Creativity）」「ユネスコ世界遺産と持続可能な観光（The UNESCO World Heritage and Sustainable Tourism Programme）」（ユネスコ世界遺産センターHP）からも伺えるように、景観まちづくりと遺跡保存の問題は、グローバル化の地景（アバデュライ [2004]）が複雑に絡まり合う今日の世界状況において、ますます重要な課題となるであろう¹⁶⁾。

おわりに

以上、対馬市の「まちなみ景観建造物等調査事業」と半井桃水生家跡の調査・保存問題の分析を通じて、対馬における景観・文化資源の今後の在り方について考察し、景観まちづくりと遺跡保存の密接な連携の必要性、グローバル化の世界状況における重要性について述べた。

遺跡調査の重要な目的の一つは、文化財／文

化資源としての学術的価値を証明するためだけではなく、調査を通じ、社会とのかかわりの中で保存・活用に向けて生かすべき「教訓」を得ることにある。失われた「半井桃水生家跡」について、歴史的な「記録」の有無を基準とするだけでは、半井桃水という人物や『津島日記』の記載にのみ結びついた存在に還元されてしまう。しかし、「景観」や「まちなみ」としての遺跡の価値はそれにとどまるものではない。半井桃水という出身人物を一つの象徴的な資源としながら、現在生きる人々から、そこに生きた人々に対する「記憶」の場として、「未来」に向けてのまちなみ景観や歴史・文化の保存・活用を捉えなおす可能性が残されている（俵 [2008 : 46-48]）。

現在、対馬市では、国境離島という地理的条件を生かした国際交流の推進や、多彩な自然や歴史・文化を生かした体験型観光の推進が行われ、東アジア諸国、特に韓国との国際交流も活発である（図18）。一方、2012年10月に起きた対馬仏像盗難事件を発端とする「対馬アヒラン祭」の開催中止など¹⁷⁾、韓国人観光客に対する警戒感も依然として少なくない。そうした中、「半井桃水生家跡」の解体後に建設された「対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館「半井桃水館」」では、調査にかかわったスタッフが中心となり、桃水関連の資料の展示や地域住民、韓国人観光客との交流、日韓共同のイベン



図18 対馬アヒラン祭（八幡宮前：2004年筆者撮影）

ト・ワークショップの場を提供するなどの活動が続けられている（図19）。一見華々しい国際交流や文化観光の政策推進ばかりでなく、外国人／日本人を問わず、こうした様々な地域や文化を議論する場を得ることは、日々遭遇する異文化との摩擦を解消し、歴史の未来を変えていくために必要なことであろう。

本稿で論じた景観まちづくりと遺跡保存の問題は、地域を超え、国境を超える。日韓国境、対馬はそこで重要な役割を果たすことが期待されるのである。

付記・謝辞

本稿は2006年1月大阪市歴史文化博物館で開催された『世界考古学会議中間会議大阪大会2006：共生の考古学—過去との対話—遺産の継承』での口頭発表「ポストコロナリズムとエコロジー：日韓国境、対馬における事例から」の内容をもとにしている。執筆後10年近くが経過し、対馬をめぐる状況も大きく変化した。当時の状況を記録する意味も考慮し、必要最小限の加筆・修正にとどめ、論文の骨子は変えずそのままとした。

本稿に述べた以外にも建築学や観光学など取り上げるべき視点は多々あるが、筆者の専門分野（考古学）を対象としていたため、十分目配せできなかった。景観・文化資源の未来形を模索する上で、人々には暮らしと生活があることから生業の創出が欠かせないことは確かである。「観光まちづくり」をキーワードに、活動そのものが観光として生業を生む経済の在り方が望まれる。実際、本稿で扱った事例も、専門的な調

査・保存・活用を業務とする民間団体（まちづくり文化研究所）を設立し、地元の人々をスタッフとして雇用・育成する計画であった（実現には至らず、その意味で本稿は「失敗の記録」でもある）。従来の産業構造とは違った生業を創出するために、地域の歴史・文化を深く知る考古学者がデザインする余地は十分ある。そのために、個人の権利と公共の福祉を整理し、例えば「竹富島憲章」のような個人の権利よりも上位となる島内ルール作りを行うことなどが重要な出発点となる。また、対馬は国境離島にある地域であり、歴史的経済的に韓国との交流も欠かせない。一方、新たなグローバルな文化経済が進む今日、「遺跡は誰のため、何のためにあるのか」という問いは、現代の考古学・人類学者に突き付けられた難題である。確固とした学術的な基盤と共に、景観・文化資源の保存・活用の社会的意義を見定めるため、本稿で論じた視点による調査研究を積み重ねる必要があり、引き続き対馬出身者の一人として考古学の分野から貢献していきたい。

最後に、名称をあげることはしないが、本稿を執筆するにあたりお世話になった各機関および未熟な筆者の議論に対しご指導、ご教示いただいた諸先生、諸氏に深甚の謝意を表したい。

注

- 1) 金坂清則の訳注によれば1894年2月末頃のものといわれる（バード [2005：233-234]）。
- 2) 戦前の写真資料として永留 [2002：27-48] を参照。
- 3) 2002年7月14日～7月22日、旧峰町が主体となり同町の三根遺跡、井手遺跡の日韓共同発掘および日韓文化講演会「対馬と韓国—弥生・中世—」が実施されている（峰町教育委員会 [2003]）。
- 4) 慶応義塾大学夏季特別研究プロジェクト「朝鮮通信使を介した日韓共同歴史環境整備の手法開発に関する研究」（担当教員：三宅理一）。2005年8月から2006年9月の2カ年、三次にわたり対馬島内の119の集落における分布調査を実施し、合計72棟の近世民家を確認・記録、うち5棟について実測調査を行っている（三宅、山口編 [2006]）。
- 5) 草場佩川（くさば はいせん：1787-1867）は肥前多久に生まれ、23歳で江戸昌平黌に学び、古賀精里に師事したのち、佐賀藩儒となり、藩校弘道館教授に任じた。代表作に詩集『佩川詩鈔』（嘉永6年）があり、『文久二十六家絶句』（文久2年）にも採録されるなど、詩人として高い評価を受け



図19 対馬市「半井桃水館」
（表門より：2013年7月筆者撮影）

- る。字は芳、通称瑳助、珮川（後に佩川）は号である（高橋 [2013]）。
- 6) 対馬島内に所在する近世民家（武家住宅）の建築学的研究では、対馬藩を仲介とした朝鮮建築との交流関係が指摘されている（山口洋賢「近世倭館と対馬の建築遺産—対馬藩を仲介とした建築様式に関する研究—」（口頭発表）、第1回 世界遺産・対馬学セミナー、東京外国語大学海外事情研究所、2007年4月21日）。
- 7) 「府内士の部」（安藤、梅野編 [1990]）。
- 8) 桃水の生涯の活動と思想については、上垣外 [1996] を参照。
- 9) 『一葉日記』では明治24～25年頃。桃水は1892（明治25）年に自費出版の同人誌「武蔵野」を創刊、一葉の処女作「闇桜」を掲載するほか、経済的な援助を続けた。一葉は『にぎりえ』『たけくらべ』など数々の作品を執筆し、1896（明治29）年、享年24歳で病没した。
- 10) ただし本調査以前、関係者により定期的な掃除・除草作業や老朽化した武家屋敷門の解体作業が行われており（新建材により復元）、調査後には、敷地建物の解体に伴う「半井桃水」生家跡礎石等記録調査が実施されている（対馬市教育委員会 [2005]）。
- 11) 「景観緑三法の制定について」国土交通省 HP。
- 12) 「文化財保護法の一部を改正する法律等について」文部科学省 HP。
- 13) 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」国土交通省 HP。
- 14) 「都市再生整備計画（第2回変更）厳原城下町地区」（長崎県対馬市、2006年8月）長崎県土木部まちづくり推進局都市計画課 HP。なお、本件の経緯について長崎県土木部まちづくり推進局都市計画課係長（当時）植村公彦氏よりご教示いただいた（2006年10月6日付私信）。
- 15) 「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」国土交通省 HP。
- 16) 地景（スケープ）とは、インド生まれの文化人類学者アパデュライがグローバルな文化経済を論じる際に用いた「エスノスケープ」「テクノスケープ」「ファイナンススケープ」「メディアスケープ」「イデオスケープ」の5つの文化フローを指す。彼が強調するのは、グローバルな文化経済は複合的で重層的、かつ乖離的な秩序とみなされ、グローバル化が引き起こす状況には、明確な境界や構造、規則性がないことである。人類学が対象と

してきた「ローカリティ」も複数のコンテクストの間の複雑な作用の中で生産されるものとなり、グローバル化自体が不均衡なローカル化のプロセスとして立ち現れる（アパデュライ [2004: 58-127]）。

- 17) 正式名称は「厳原港まつり対馬アリラン祭」。毎年8月に開催されていた「厳原港まつり」に1980年ごろ朝鮮通信使行列が導入され、1988年より「対馬アリラン祭」が名称に加えられた。2013年「対馬アリラン祭」の名称は削除されたものの、翌年に朝鮮通信使行列は復活している（対馬仏像盗難事件については永留 [2013] を参照）。

引用・参考文献

- アパデュライ、アルジュン（2004）『さまよえる近代 グローバル化の文化研究』（門田健一訳）平凡社
- 安藤良俊、梅野初平編（1990）『対馬藩分権帳』九州大学出版会
- 安斎正人（2007）「もう一つの現代考古学」『人と社会の生態考古学』柏書房、pp.289-296
- 厳原町誌編集委員会（1997）「国立公文書館内閣文庫蔵 対州接鮮旅館図」『厳原町誌』厳原町、付録
- 垣内恵美子編（2011）『文化財の価値を評価する』水曜社
- 上垣外憲一（1996）『ある明治人の朝鮮観 半井桃水と日朝関係』筑摩書房
- 小川望、小林克、両角まり編（2007）『考古学が語る日本の近現代』（ものが語る歴史14）同成社
- 金義煥（1973）『釜山近代都市形成史研究』韓国研文出版社
- 高橋博巳（2013）『草場佩川』（佐賀偉人伝11）佐賀県立佐賀城本丸歴史館
- 草場佩川『津島日記』（佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫所蔵）佐賀大学 HP「佐賀大学附属図書館貴重書コレクション」（<http://www.dl.saga-u.ac.jp/OgiNabesima/index.php>）2008年3月取得
- 児玉幸多監修（1980-1985）『日本城下町繪圖集』昭和礼文社
- 産経新聞（2014）「道理より「観光客」朝鮮通信使行列、苦渋の再開 対馬」2014年8月3日産経新聞ニュース（電子版）（<http://www.sankei.com/region/news/140803/rgn1408030037-n1.html>）2017年1月6日取得
- 椎名慎太郎（1994）『遺跡保存を考える』岩波書店
- 俵寛司（2008）『境界の考古学 対馬を掘ればアジ

アが見える』風響社

対馬市教育委員会（2005）『まちなみ景観建造物等調査事業報告書—対馬市厳原町中心市街地所在の歴史的建造物の基礎的調査』

対馬市教育委員会（2006）『「半井桃水」生家跡礎石等記録調査』『2005対馬市文化財共同調査』（対馬市文化財共同調査報告書2），pp.1-12

永留久恵監修（2002）『目で見る対馬の100年』郷土出版社

永留久恵（2013）『盗まれた仏像 対馬と渡来仏の歴史的背景』交隣舎出版企画

バード，イザベラ（2005）『極東の旅(1)』（金坂清則編訳）平凡社

荻野昌弘（2009）『「現在」を保存する社会—事物の社会学に向けての序論—』土生田純之編『文化遺産と現代』同成社，pp.15-26

毎日新聞（2013）『海境・ニッポン 対馬／下』毎日新聞東京朝刊（2013年8月6日）

松田陽，岡村勝行編（2012）『入門パブリックアーケオロジー』

峰町教育委員会（2003）『峰町日韓共同遺跡発掘交流事業記録集』

三宅理一，山口洋賢編（2006）『対馬民家調査報告書』慶応義塾大学三宅理一研究室

HP

NPO 対馬郷宿「半井桃水館ウェブサイト」

<http://www.tsushima-tosui.com/>

対馬市「第1次対馬市総合計画」

<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp>

対馬市「まちづくり交付金」

http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/cat21/post_9.html

長崎県（長崎県土木部まちづくり推進局都市計画課）

「長崎県まちづくり交付金」

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/toshikei/index.html>

文化庁「文化財保護法の一部を改正する法律等について」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/hogoho_kaisei.html

国土交通省「景観緑三法の制定について」

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/keikan/index.htm>

国土交通省「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000002.html

ユネスコ世界遺産センター <http://whc.unesco.org/>